

○工事における余裕期間制度の試行について

令和2年1月14日 元農振第2523号
最終改正 令和2年3月10日 元農振第2523号-1
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて
(国土交通省北海道開発局農業水産部長及び
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛は参考送付)

農業農村整備事業等の直轄工事における「余裕期間」については、平成26年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第一次改正において、発注者の責務として、計画的な発注、適切な工期設定等に努めることが規定されるとともに、同法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)において、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努めるとされたことを踏まえ、平成27年度より試行的に取り組んでいるところである。

今般、柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が必要な準備が図れるよう、余裕期間の考え方について整理し、別紙のとおり運用することとしたので、農業農村整備事業等の全ての直轄工事での適用に向けて積極的に取り組まれない。

記

1 実工期

実工期は、従来の工事と同様に、工事期間内の雨天等による作業不能日数、休業日(土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇)、工事準備期間及び後片付け期間を考慮して工事を実施するために要する工事日数として算定する。

2 余裕期間制度

(1) 余裕期間制度

余裕期間制度は、工事の始期(工事開始日)若しくは終期(工事完了期限日)を発注者が指定又は受注者が選択できる制度であり、次の方法がある。

- ① 発注者が工事の始期（工事開始日）及び終期（工事完了期限日）を指定する方法（以下「発注者指定方式」という。）
- ② 発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期（工事開始日）を設定する方法（以下「任意着手方式」という。）
- ③ 発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）内で、受注者が工事の始期（工事開始日）と終期を設定する方法（以下「フレックス方式」という。）

（2）余裕期間

余裕期間は、原則として、契約ごとに工期の30%かつ4か月を超えない範囲で設定すること。

ただし、地域ごとの資機材の調達環境から期間を要するなどの理由により、やむを得ず、この期間を超える余裕期間を設定する必要がある場合には、その設定期間と理由が適切かどうか、事前に各地方農政局農村振興部設計課において確認すること。

3 当初契約時点における余裕期間及び工期

各方式の当初契約時点における余裕期間及び工期の考え方は次のとおりとする。

（1）発注者指定方式

余裕期間：契約締結の日から発注者が指定する工期の始期（工事開始日）の前日までとする。

工期：発注者が指定する工期の始期（工事開始日）から終期（工事完了期限日）までとする。

（2）任意着手方式

余裕期間：契約締結の日から受注者が設定した工事の始期（工事開始日）の前日までとする。

工期：受注者が設定した工事の始期（工事開始日）から発注者が指定する実工期の日数を加えた日までとする。

（3）フレックス方式

余裕期間：契約締結の日から受注者が設定した工事の始期（工事開始日）の前日までとする。

工期：受注者が設定した工事の始期（工事開始日）から終期（工事完了期限日）までとする。

4 当初契約後における工期変更の考え方

契約締結後、次の場合には監督職員と協議の上、工期に係る契約変更をすることができる。

- (1) 「発注者指定方式」を活用した場合においては、受注者の準備が整い、発注者が指定した工期の始期より前に着手する必要があるが生じた場合。
- (2) 「任意着手方式」を活用した場合においては、工期の始期に変更の必要が生じた場合。
- (3) 「フレックス方式」を活用した場合においては、発注者が示した工事完了期限内で、工期の変更を希望する場合。

5 余裕期間内における技術者等の配置、行為の制限等

(1) 技術者等の配置

余裕期間内においては、技術者等（現場代理人を含む）の配置を要しない。

(2) 行為の制限等

受注者は、余裕期間内において、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）、下請との契約及び関係機関への協議文書等の届出など、工事準備に該当しない手配等を行うことができる。

受注者は、余裕期間内において、現場事務所等の設置、測量、詳細設計・工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の工事準備及び工事を行ってはならない。

6 設計変更

- (1) 受注者が設定した工事の始期や終期によって、施工体制及び積算条件に変更が生じても設計変更は行わない。
- (2) 現場条件等、受注者の責によらない工期変更や設計変更を行う場合、設計変更の対象とする。

7 入札説明書等への記載例

別添のとおりとする。

(別添) 入札説明書等への記載例 (青字は補足)

(1) 入札説明書

入札公告等に余裕期間等に係る内容を次の記載例のとおり明示し、入札参加者へ周知の上、実施すること。

【各方式共通】

- (○) 本工事は、工期の前に、建設資材や建設労働者などが確保できるよう余裕期間制度を活用する工事である。
詳細は、特別仕様書に示すとおりである。

(2) 現場説明書

現場説明書には、以下記載例を参考に記載する。

【各方式共通】

- (○) 本工事の積算上の工期は、令和○年○月○日～令和○年○月○日（○○○日間）としている。
※上記の日付は、発注者が指定又は想定した工事の始期と工事完了期限日までの実工期の期間を記載。

(3) 特別仕様書

特別仕様書等の記載例は、以下の記載例によることとする。

【各方式共通】

第○条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第〇条 工期

【発注者指定方式の場合】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

※発注者が指定する工事の始期及び終期を記載。

(余裕期間：契約締結の日から令和〇年〇月〇日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

【任意着手方式の場合】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を発注者に通知しなければならない。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：工事の始期から〇〇日間

※発注者が指定する実工期の日数を記載。

(ただし、令和〇年〇月〇日（工事着手期限日）までに工事を開始すること。)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合

は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から〇〇日間で工事を完了させること。

【フレックス方式の場合】

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている〇〇〇日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式〇と併せて、休日確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和〇年〇月〇日（工事完了期限日）まで

※発注者が指定する工事完了期限日を記載。

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

【各方式共通】

第〇条 CORINSへの登録（以下を追加する。）

○. 技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

(別記様式〇)

工期通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。